

令和8年度唐津市地域まちづくり支援交付金実施要領

(趣旨)

第1条 令和8年度唐津市地域まちづくり支援交付金（以下「交付金」という。）に該当する事業について、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）及び令和8年度唐津市地域まちづくり支援交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業への申請等手続)

第2条 交付対象事業への申請等手続は、次のとおりとする。

- (1) 交付金の交付を申請する交付対象団体は、交付申請書（要綱第1号様式）に交付金事業予算書（要綱第2号様式）を添えて、地域づくり部地域政策課（以下「事務局」という。）が指定する日までに事務局又は各市民センター地域支援グループに提出しなければならない。なお、交付金の交付は、同一年度内1つの地域まちづくり会議につき2回までとする。
- (2) 申請された事業については、事務局において書類審査を行うものとする。
- (3) 審査した結果は、交付決定通知書（要領別記様式1）により速やかに申請者に対して通知するものとする。

(審査)

第3条 事業内容は、次の項目を基準に審査し総合的に判断する。

- (1) 事業の趣旨、目指している将来の姿
- (2) 事業実施主体の活動意欲、熱意
- (3) 事業の社会的意義、社会貢献度
- (4) 交付金の使途
- (5) 周囲への波及効果
- (6) 当該年度における申請回数

(交付対象経費)

第4条 交付の対象とする経費は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 個人が所有する物品に係る使用料及び賃借料については、対象となる物品とそ

の所有者、使用目的、使用した日付、金額を明らかにした書類を作成することとする。また、刈払機等の動力を有する機械類及び貨物自動車等については別表2のとおりとする。ただし、個人に対して機械等の使用に必要な燃料費又は消耗品費等を実費により弁償するときは、使用料及び賃借料を加えて支払うことはできないものとする。

3 謝金は、別表3のとおりとする。

4 災害等の特別な事情により、交付金交付決定後に交付対象事業の中止又は大幅な変更（以下「中止等」という。）を行う場合は、要綱第7条の規定による計画変更申請を行うこと。中止等の決定までに要した経費及び中止等に必要な経費は、交付対象経費として認めることとする。

（交付対象外経費）

第5条 次の経費は、交付の対象としない。ただし、事業目的の達成のために必要不可欠であり、かつ事業の重要な要素として市長が認める場合は、その限りではない。

(1) 交付対象事業者に対する謝金又は労働の対価として支出される金品（ただし、講習会又は研修会の講師謝礼等を除く。）

(2) 事業実施会場等において整理、警備等に当たる日々雇用等の賃金（ただし、臨時的に設置した駐車場の整理、警備等や機器操作等の特殊な技術を要する業務に当たる日々雇用等の賃金を除く。）

(3) 実施団体等の運営に係る恒常的経費（ただし、事業実施会場等において、臨時的に使用する電気、ガス等の光熱水費及び交付金事業の遂行に直接必要な経費を除く。）

(4) 会議、打合せ、イベント等で使用される食糧費。ただし、従事者用の飲料水（アルコール類を除く。）については、別表4のとおり取扱うものとする。

(5) 事前調査、出演交渉等に要する経費（ただし、有料の資料等の入手に要する経費を除く。）

(6) 参加者に対する記念品等の物品提供に要する経費

（交付対象事業の実施期間）

第6条 交付の対象となる期間は、交付決定日から市長が認める期間とする。ただし、事務費（地域まちづくり会議の運用に係る経費）を除く。

（交付金額の算出方法）

第7条 交付金額の算出方法は、交付対象経費の10分の10以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、1つの地域まちづくり会議につき1,000,000円を上限とする。

（交付に関する表示）

第8条 交付対象団体は、交付対象事業の実施に際して交付事業である旨の表示に努めるものとし、広報物等がある場合は、「この事業は唐津市地域まちづくり支援交付金を受けて実施しています」等の表示を行うものとする。なお、表示に係る経費は、交付対象経費とする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度に行う交付対象事業に適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

経費項目	内 容
事務費	地域まちづくり会議の運用に係る経費
消耗品費	<ol style="list-style-type: none"> 1 その性質又は形状が短期間（1 年以内）若しくは一度の使用によって変質、消耗、価値消滅、又は損傷しやすいもので、長期間の保存に耐えないもの 2 原料又は材料に要する経費（砂、セメント、木材、苗木、堆肥等） 3 その他単価が税込み 1 万円未満の物品
光熱水費	<ol style="list-style-type: none"> 1 石炭、木炭、重油、石油、プロパン、ガソリン等の経費 2 事業実施会場等において、臨時的に使用する電気、ガス及び水道の使用料
役務費	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便、電信、電話料及び運搬に要する経費 2 各種手数料、クリーニング代等、特定の個人等から役務の提供を受けた場合に支払う経費 3 損害保険等に要する経費
印刷・製本費	文書、図面、用紙、パンフレット、ポスター等の印刷及び製本に要する経費
委託料	交付対象団体が、直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費
使用料及び賃借料	賃貸借契約に基づいて、その対価として支払う経費（物品、土地、建物等の借上料等）
謝金	講習会、研修会等の講師又は出演者に対する謝礼
その他諸経費	補助対象事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さない経費

※ 1 件あたり 3 万円以上の支出に係るものは、原則として金額の根拠が分かる見積書等を徴すること。

※ 委託料については、補助対象経費の総額の1/2を上限とし、1/2を超えた分については自己資金とすること。

別表2（第4条関係）

項目	交付対象経費
刈払機、動力噴霧器又はチェーンソー等の機械類	1日1台あたり2,000円を上限とする。
軽トラック等の貨物自動車	1日1台あたり3,000円を上限とする。
小型トラック等の貨物自動車	1日1台あたり5,000円を上限とする。
フォークリフト、クレーン付トラック又はバックホー等の特殊自動車	1日1台あたり10,000円を上限とする（オペレーター費を含む。）。

※ ただし、個人に対して機械等の使用に必要な燃料費又は消耗品費等を実費により弁償するときは、使用料及び賃借料を加えて支払うことはできないものとする。

別表 3 (第 4 条関係)

項目	交付対象経費
講師、出演者等への謝金	<p>1 回あたり 45,000 円を上限とし、交通費及び宿泊費の実費相当額を加えて支給することができる。(グリーン車等特別に付加された料金を除く。)</p> <p>園児、児童又は生徒である場合は、1 人 1 回あたり 500 円を上限とし、物品(金券を除く。)の提供によるものとする。</p> <p>ただし、団体名簿に記載された者への謝金は対象外とする。</p>

別表 4 (第 5 条関係)

提供を受ける者	交付対象経費の取扱い
イベント等の準備又は運営に従事する者並びにボランティアとして従事する者	飲料水の提供のみ交付対象経費とする。ただし、不特定多数の者へ配布されるものを除く。
イベント等の参加者	交付対象外経費とする。

(別記様式1)

交付金等交付決定通知書

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

令和 年 月 日付で交付申請のあった令和8年度唐津市地域まちづくり支援交付金に対する交付金等については、次のとおり決定したので、唐津市補助金等交付規則第7条の規定により通知します。

1 交付事業の名称

令和8年度唐津市地域まちづくり支援交付金

2 交付対象団体名称

3 交付対象事業費

金 円

4 交付金額

金 円

5 条件

唐津市補助金等交付規則及び令和8年度唐津市地域まちづくり支援交付金要綱の規定による。

6 交付金等は、事業完了後確定された金額を請求により交付する。

7 その他

交付金等の交付は、交付対象団体から請求があった場合、当該交付事業等の性質上その事業の完了若しくは年度当初又は途中で交付することが適当と認めるときは、事前に概算額を交付することができる。